

司法修習生の世代間における不平等是正を求める会長声明

声明の趣旨

新第65期から第70期司法修習生に対する不平等、不合理かつ不公正を是正するため、国は、新第65期から第70期司法修習生であった者に対し、一定の金銭給付を行うよう求める。

声明の理由

- 1 司法修習生とは、司法試験に合格等し、裁判官、検察官、弁護士になるために修習を受ける者である。

司法修習期間は、現在、約1年間とされており、当該期間、修習専念義務が国から課されており、修習に専念するため副業等が原則禁止されている。

- 2 裁判官、検察官、弁護士は、三権のうち司法権を担う者であるから、これらの者の養成は、国の責務とされ、従前、司法修習生に対しては、国家公務員の初任給並みの給与が支給されていた。

しかしながら、2011年採用の新第65期司法修習生から当該給与支給が打ち切られた。

もともと、司法修習生には、先に述べた修習専念義務が課せられたままであったことから、司法修習生が国から金銭を借り司法修習中の生活費等に充てるといふ、所謂、貸与制が導入されるに至った。

これにより、新第65期司法修習生から第70期司法修習生（以下、新第65期から第70期司法修習生を「貸与制世代」という。）の大半は、修習期間中の生活費として合計300万円ほどを国から借り入れて修習に専念することを余儀なくされた。

その後、当該貸与制の見直しが行われ、第71期以降の司法修習生は、月額13万5000円の給付を受けられるようになった。

- 3 以上の経緯から明らかとおり、貸与制世代においては、他期における司法修習生と異なり、国から金銭的給付を受けることなく司法修習に専念することを余儀なくされた。

このような状況が他期司法修習生との比較で不平等であることは、明らかである。

のみならず、先に述べたとおり、司法修習制度は、修習専念義務を課したうえで国の責任で法曹を養成する制度であるから、司法修習生が修習に専念できるよう生活保障を行うべきであり、これを無給とすることは許されるべきではない。

既に貸与金の返済が始まっている期もあることからすれば、制度の是正は、喫緊の課題である。

そのため、日本弁護士連合会は、貸与制世代に対し、独自に一律20万円の給付金を支給する等一定の支援を行うと共に、国に対し、その是正措置を求めてきたが、現時点まで、国による救済は行われていない。

そこで、当会は、改めて、国に対し、貸与制世代における不平等、不合理かつ不公正な状況の是正措置を求めるべく、本声明を発出した次第である。

2023年（令和5年）1月24日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純